

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第十五号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。
別表第一の知事の本庁の統括本部の項の次に次のように加える。

くらし環境本部	消費者行政総括監	二種
---------	----------	----

別表第一の知事の本庁の農林水産商工本部の項中

雇用対策総括監	二種
---------	----

を

雇用対策総括監 団体検査・指導監	二種 四種
---------------------	----------

に改め、同表の

知事の本庁の県土づくり本部の項を削り、同表の知事の本庁の経営支援本部の項中

歳入政策監

三種

を

人材育成総括監

二種

に改め、同表の

知事の現地機関の統括本部の項中

自治修習所長

二種

自治修習所副所長

四種

を

消防学校長

二種

消防学校長

二種

に改め、同表の

知事の現地機関の健康福祉本部の項中

みどり園長

三種

県立病院好生館長

一種

県立病院好生館副館長

二種

県立病院好生館事務長

二種

県立病院好生館副事務長

三種

県立病院好生館総看護師長

三種

県立病院好生館薬剤長

四種

県立病院好生館技術監

四種

を

みどり園長

三種

に改め、同表の

知事の現地機関の農林水産商工本部の項中

水産振興センター所長

三種

を

玄海水産振興センター所長

三種

に改め、同表の

有明水産振興センター所長

二種

知事の現地機関の県土づくり本部の項中「唐津及び伊万里」を「及び唐津」

に、

土木事務所副所長

四種

を

土木事務所副所長

四種

に改め、同表の

九州新幹線西九州ルート整備推進
室長

四種

知事の現地機関の経営支援本部の項中

首都圏営業本部長

二種

を

首都圏営業本部副本部長

四種

首都圏営業本部長（以下この項において「本部長」という。）

九州国際重粒子線がん治療センター
担当本部長

首都圏営業本部副本部長（上司の命を受けて本部長が特に命ずる事務を掌理する者に限る。）

首都圏営業本部副本部長（上司の命を受けて本部長が特に命ずる事務を掌理する者を除く。）

自治修習所長

自治修習所副所長

二種

二種

三種

四種

二種

四種

教育委員会の教育庁の項中

室長

三種

を

室長

三種

に改め、同表の

教育企画監

四種

に改め、同表の

教育委員会の公立学校の項中

校長

五種

を

校長
副校長

五種
五種

に、

教頭

六種

を

教頭

六種
六種

に改める。

県立学校の統括事務長

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。